

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2010

課題番号：19330028

研究課題名（和文）帝国モデルと主権国家モデルの理論的－歴史的比較考察：
超国家的連邦制の学際的研究

研究課題名（英文）Theoretical-historical comparative study of the empire model and the sovereign state model : interdisciplinary research of the supranational federalism

研究代表者

権左 武志 (GONZA TAKESHI)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：50215513

研究成果の概要（和文）：

旧帝国の超ドイツの性格は、ドイツの国家形成を外部に対し開放的に、内部に対し重層的に規定した点、ヴェストファーレン条約は、人的な封建団体という旧帝国の伝統的権利を再確認した点が、中世・近世期から明らかになった。他方で、旧帝国の崩壊に伴い、個別国家に取り入れられた主権国家モデルは、教会財産を没収する世俗化の過程を通じ、帝国の封建団体の性格を清算する意義を持った点、第二帝政の崩壊に伴い、連邦国家という帝国モデルの欠陥が自覚され、単一主権国家への国制改革が議論された一方で、ワイマール憲法では連邦制的構造が基本的に維持された点が、近現代期から明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

The trans-German character of the old Empire made the German state-building since 14th century externally opener, internally more aristocratic, and the Peace of Westphalia reconfirmed traditional rights of the old Empire as personally-combined feudal body. On the other hand, the sovereign-state model which the collapse of the old Empire introduced in the individual state contributed to liquidate the feudal character of the Empire by the process of secularization confiscating the church goods. The collapse of the second Empire brought the deficit of the empire model as the federal state to light and called forth the constitutional debate toward the unified state, but the federalist structure was kept intact in the Weimar Constitution.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2008年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2009年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2010年度	2,400,000	720,000	3,120,000
年度			
総計	13,100,000	3,930,000	17,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：連邦制、帝国、主権国家、ヘーゲル、ヴェーバー、ワイマール

1. 研究開始当初の背景

研究代表者権左武志は、研究分担者田口正樹、山本文彦と共同で平成15－17年度に行った基盤研究（C）「国家主権と帝国」で、神聖ローマ帝国という欧州独特な政治秩序と対比しつつ、国家主権という政治学上の主要概念が近代ドイツで形成される過程を明らかにしようと試みた。その結果、一八〇六年の帝国崩壊以前にも、主権国家的モメント

が教皇権や領邦高権といった先駆的形態で見られる一方、一八〇六年以後も、帝國的モメントは、連邦制の形を取り、欧州統合まで連綿と持続しており、十九世紀初期を歴史的断絶の観点からのみ捉えるのでは充分でないことが明らかになった。

後者の帝國的モメントは、「連邦主義」のモデルとしてドイツ歴史学者により論じられているが (vgl. D. Langewiesche / G.

Schmidt (Hg.), *Föderative Nation: Deutschlandkozepte von der Reformation bis zum Ersten Weltkrieg*, 2000 München.)、連続性の観点から歴史上の各時期を一括して捉える傾向がある。他方で日本のEU研究では、EU独自の政体を説明するに当たり「連邦国家」概念が引き合いに出されるが、連邦概念の豊富な宝庫であるドイツ史が顧みられず、現状分析が歴史研究から乖離している。前者の主権国家的モメントに関しては、ドイツにおける公法学史研究の成果を踏まえ (vgl. M. Stolleis, *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, Bd. 1 1600-1800, 1988.)、上記の共同研究でその断絶面が明らかにされたが、近現代まで対象時期を更に広げる一方で、歴史的連続性の観点からも、その起源につき考察を深める必要がある。

2. 研究の目的

そこで、本研究では、重層的な意志決定システムを取る帝国モデルと、最終決定主体が一元的に明確化した主権国家モデルという二つのモデルを理念型として設定する。そして、中世から近世を経て、近代・現代に至るドイツ史の中で、それぞれのモメントがいかなる組合せで現れるか、いかに両者の結合が変遷していくか、を理論的・歴史的に比較考察し、主権国家中心の見方と異なる新たなヨーロッパ史理解、そして超国家的連邦秩序の解明に資することを研究課題とする。

まず横軸として、連邦体としての帝国モデル、政治的統一体としての主権国家モデルをそれぞれ立てた上で、両者の比較考察を歴史上の各時期につき試みる。一方では、帝国と王国、帝国とラント、中央権力と個別構成国の間の重層的な関係に注目し、帝国と下位秩序の間の多元的関係を歴史縦断的に明らかにする。他方では、帝国秩序における最終決定権の所在に注目し、教皇権の機能及び皇帝権との対照、領邦高権が対外的に果たした主権的機能、プロイセンを中心とするラントの権力がライヒの主権をいかに基礎付け、逆にいかに制約したかを中心とし、主権国家的契機の起源とその系譜を明らかにする。

次いで縦軸として、ヨーロッパ上の時期区分に従いドイツ史を分節化した上で、第一に、一四世紀末から見られた教会分裂とその收拾過程、そして、一五世紀における東西教会の合同問題の解決過程に注目し、帝国内部における教皇権の主権的機能を解明する (中世期)。第二に、一六四八年のウェストファリア条約により同盟権と交戦権が個別国家に認められ、帝国国制の枠内で、同盟政策による勢力均衡という主権国家モデルへの道が開かれる経緯を、特に十七世紀末からの皇帝権の復興に注目しつつ明らかにする (近世期)。第三に、一八〇六年の帝国崩壊に伴い、ライン同盟規約により個別国家の完全な主権が認められ、帝国が主権国家の連合体に解体していく過程、そして一八七一年ドイツ統一時に国家連合から連邦国家に移行する中で帝国モデルが復活してくる過程を、一八〇

六年以後のライン同盟公法学者による主権概念論争や一八七〇年代の国法学者による連邦国家論争に即して明らかにする (近代期)。第四に、一九一八年の第一次大戦敗戦に伴う第二帝政崩壊期を新たな考察対象に取り入れ、最初の帝国崩壊期と対比しつつ、対外戦争の敗北に伴い帝国モデルの弱点が自覚され、主権国家の確立という二〇世紀政治学の根本問題が設定される経緯を、ワイマール共和国創立期における連邦主義と中央集権主義の間の論争、特にライヒ再編の問題に即して解明する (現代期)。

これらの歴史縦断的考察を元にして、帝国モデルと主権国家モデルという対立物が、一九一八年に至るまでドイツ史上いかなる形で結合してきたか、に関する新たな理論モデルを構築することを最終目標とする。

3. 研究の方法

中世後期の帝国における教皇権の動揺と確立、および近世期の帝国における主権国家モデルの端緒を扱う中世・近世期 (田口正樹・山本文彦)、十九世紀初めの帝国崩壊と主権国家への解体から、第二帝政創立期における帝国モデルの復活を扱う近代期 (権左武志・守矢健一・遠藤泰弘)、第一次大戦敗戦と第二帝政崩壊に伴う統一的な主権国家モデルの再登場を扱う現代期 (今野元・林知更)、という三つの時期に応じて、それぞれの研究ユニットを組織する。中世・近世期と近代期、近代期と現代期は互いの個別課題に積極的に参加し、相互了解による研究視角の一貫性を保つように努める。

研究目的を達成するため、次の三つの基本方針に従い、本研究を実施する。

1) 一次史料・研究情報の取得と迅速な成果の公表：本国で学術的蓄積があるヨーロッパ研究の領域で国際的に通用する独創的研究を行うには、斬新な研究視角もさることながら、在外研究により一次史料及び最先端の研究情報を本国で探索・収集する作業が不可欠である。たとえ中間的成果であっても、積極的に学会やシンポジウムで公表し、第三者の批判を仰ぎながら段階的に共同研究を遂行することとする。

2) 研究会の定期的開催による共同研究の推進：研究会での意見交換と議論を定例化し、個人研究と往復作業を行うため、北海道大学で開催してきた「ドイツ史研究会」の枠内で、①全員参加の全体研究会を少なくとも年一回開催するとともに、②他の場合は、研究ユニットのメンバーごとに参加する研究会を定期的に開催する。

3) 研究成果の国際的発信と研究ネットワークの形成：世界的水準で共同研究を遂行するため、国際学会・シンポジウムで成果を報告し、欧文で公表するという国際的な発信作業を推進する。将来的には日独双方で論文集を出版できるように、在外研究やシンポジウム開催を通じ、人的ネットワークの国際的組織化に努める。

4. 研究成果

個別の研究成果は次の通りである。現在、最終年度にドイツ史研究会で報告された研究成果を原稿に取りまとめた上で、論文集を公刊する準備を進めている。

(1) 中世・近世期

田口正樹：ドイツでは、中世中期以後の国家統合の高まりが、普遍的帝国と重なりつつ進行した。そこで、中世後期の帝国がテキストや理論に占める地位に多くを負っていた点を考慮して、特に大学で学識法学を学んだ二人の知識人、14世紀のルーポルト・フォン・ペーベンブルクと15世紀のペーター・フォン・アンドラウの帝国論を取り上げて、ドイツにおける国家形成と帝国との関係を検討した。皇帝・国王の権限や国王選挙など国制上の諸制度が法学的に把握されていく点は両者に共通するが、ドイツを越える皇帝の権限や地位が無意味になったわけでない。またルーポルトにおけるドイツとイタリアの強い結びつきも、ペーターにおいて後退するが、なお維持されている。ルーポルトに見られたドイツ内の不均質性は、ペーターの議論では目立たなくなるが、ドイツの選挙侯や貴族に割り当てられる重要な意義は、彼らがドイツを越えた帝国を担う点に多くを負う。こうした点から、帝国との結びつきが、ドイツにおける国家形成を外部に對しより開放的にし、内部ではより重層的なものにする一因となったことが確認された。

山本文彦：1648年のヴェストファーレン条約を対象として、当時の神聖ローマ帝国の政治体制を把握するよう努めた。作業内容は、①ヴェストファーレン条約のオスナブリュック条約およびミュンスター条約の日本語訳作成作業、②1648年以降のヨーロッパにおける講和条約におけるヴェストファーレン条約の扱われ方の検証、③ヴェストファーレン条約の講和会議における儀礼および席次の確認作業、④ヴェストファーレン条約の同時代におけるドイツ語訳の検証、の四点に整理できる。この作業の結果、①ヴェストファーレン条約は「ウェストファリア神話」が示すヨーロッパ国際法の画期あるいは勢力均衡の原則によるヨーロッパ諸国家体系の基礎となるような条約ではないこと、②1648年以前の神聖ローマ帝国で伝統的に認められてきた諸権利が再確認されており、領邦の近代国家化あるいは主権国家への発展の重要なきっかけとなる条約ではないこと、③神聖ローマ帝国は17世紀半ばの時点では、依然として皇帝の下で封建制的秩序からなる組織体と考えられることを確認した。

(2) 近代期

権左武志：1806年の旧帝国崩壊に伴い、ライン同盟規約を通じ個別国家に認められた主権国家モデルが、教会財産の没収を通じ、帝国の封建団体の遺産を清算する近代的意義を持った点、ヘーゲル歴史哲学講義では、こうした世俗化の過程が、宗教改革以後の歴史的視点から肯定的に評価された点を、未公開筆記録を用いて解明した。研究成果は、平成21年3月に国際シンポジウム「ヘーゲルの体系の見直し」（日本ヘーゲル学会主催、

駒澤大学）で報告し、日独両語で報告論集を公刊するべく準備を進めた。またヘーゲル研究者のアンゲルン教授（バーゼル）を国際シンポジウムに招聘し、東大の関連社会科学研究会と共同で研究会を開催した。平成22年2月には、ヘーゲル歴史哲学講義に関する従来の研究成果を一書にまとめて公刊し、平成23年2月に第23回和辻哲郎文化賞（学術部門）を受賞した。更に平成22年3月と平成23年3月の2回にわたり、デュッセルドルフの州立文書館やバーゼル大学等で資料収集と情報交換を行った上で、ワイマール末期の連邦制論議が、体制転換と第三帝国創立に果たした歴史的意義を、カール・シュミットの未公刊遺稿に即して解明しようと努めた。

守矢健一：平成19年夏にフランクフルト大学マックスプランク研究所に短期滞在し、19世紀ドイツにおける法学の意味変化を探求した。また平成21年より平成22年にかけて1年間、フランクフルト大学法学部で在外研究を行い、歴史法学派の創始者サヴィニーを、慣習法論を中心として研究した。サヴィニーの慣習法論は、法の全体から実体民事法を切り取り、脱政治的な法体系を構築した彼の法学の中で、枢要な地位を占めることが明らかになった。

遠藤泰弘：従来本格的な研究対象とはされてこなかった第二帝政期ドイツの穏健的自由主義思想を、積極的な政治秩序構想の一つとして評価できることを示した。具体的には、ドイツ団体思想の大家オットー・ギールケと、その弟子でありワイマール共和国憲法の起草者であったフーゴー・プロイスの連邦国家論を、パウル・ラーバントを始めとする同時代の支配学説との対比で分析し、「不徹底」と評価され続けてきたギールケ国家論は、まさに「不徹底」であるがゆえの絶妙のバランスを保っており、この点をむしろ政治構想としての強みとして積極的に評価しうることを明らかにした。

(3) 現代期

今野元：1918年の第二帝政崩壊に伴い、連邦国家としての帝国の欠陥が自覚され、単一主権国家に向けた連邦制改革が議論された経緯を、憲法制定に関与したマックス・ヴェーバーとフーゴー・プロイスを中心に解明した。ワイマール憲法では、プロイセンや連邦評議院を始めとする連邦制的構造が基本的に維持されたことを確認した。科研費の支援で平成20年度にベルリン連邦文書館、コブレンツ連邦文書館などへ史料収集に行き、プロイス関係文書、フリードリヒ・フォン・パイヤー関係文書などを閲覧した。研究成果は、平成21年7月にドイツ史研究会で報告し、平成22年5月査読付学会誌に掲載した。更にヴァイマルのドイツ国民議会における連邦制論議を概観した小論を執筆し、平成23年2月のドイツ史研究会で報告した。

林知更：ワイマール期ドイツ憲法学の連邦国家論、とりわけシュミットとスメントの所説を、ドイツ連邦国家史の中に位置づけ、その学説史的意義を測定するべく試みた。連邦

国家は統一化と分散化という両ベクトルの均衡を通して構成されるが、ビスマルク帝国以来のドイツ連邦国家史は国民国家的統一化の要素を徐々に強めていく歴史として理解できる。ビスマルク帝国がプロイセンのヘゲモニーにより糾合された諸領邦の連合体の性格を強く有したのに対し、ワイマール共和国は全ドイツ国民の憲法制定権力を基礎に統一化の要素をはるかに強化するが、他面でプロイセンのヘゲモニーが消失することで、諸領邦の地域的特殊性から生じる遠心化傾向の統合という課題にも直面する。こうしたワイマールの両義的な問題状況を憲法学はいかに主題化できたか。本研究では、ビスマルク帝国期の主流派国法学が、連邦国家の法学的・概念的把握を論究していた様子を整理した上で、ワイマール期の新傾向に属するシュミットとスメントがいかに新たな分析視角を示し、上記の問題状況を憲法学的に主題化したか、憲法学の方法論との関連も重視しつつ分析した。最後に、ワイマール期の理論的刷新が、現在の憲法学が連邦的秩序の特質を考える際にいかなる貢献と限界を示しているか、を考察した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 35 件)

1. 田口正樹「(書評) 櫻井利夫『ドイツ封建社会の構造』」、法制史研究 60 巻、印刷中、2011、査読無
2. 今野元「吉野作造のドイツ留学(二)」、愛知県立大学大学院国際文化研究科論集 11 巻、P. 260-283、2011、査読無
3. 遠藤泰弘「近代国家とは何か—近代ドイツ公法学の国家論」、ジュリスト 1422 号、2011、印刷中、査読有
4. 権左武志「書評：遠山敦著『丸山眞男—理念への信』」、週刊読書人 2010 年 9 月 17 日号、P. 4、2010、査読無
5. 今野元「マックス・ヴェーバーとフーコー・プロイス—ヴァイマール共和国制における連邦制問題を中心として」、政治思想研究 10 号、P. 241-271、2010、査読有
6. 今野元「ヴォルフガング・J・モムゼンと『修正主義的』ナショナリズム研究(1)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)42 号、P. 119-141、2010、査読無
7. 林知更「『国家教会法』と『宗教憲法』の間—政教分離に関する若干の整理」、ジュリスト 1400 号、P. 83-95、2010、査読無
8. 林知更「政治過程における自由と公共」、阪口正二郎【編】『自由への問い 3 公共性—自由が自由を可能にする秩序』(岩波書店)、P. 135-156、2010、査読無
9. 林知更「日本憲法学は EU 憲法論から何を学べるか」、比較法研究 71 号、

P. 94-107、2010、査読無

10. 権左武志「ナショナリズムと指導者民主政は個人の主体性を高めるか?—今野元『マックス・ヴェーバー—ある西欧派ドイツ・ナショナリストの生涯』を読む」、政治思想学会会報 29 号、P. 8-12、2009、査読無
11. アルブレヒト・コルデス (田口正樹【訳】)「リューベックにおける皇帝法—理論的拒絶と実践的継受—」、北大法学論集 60 巻 3 号、P. 1-29、2009、査読無
12. ベルント・カノフスキ (田口正樹【訳】)「法のクレオールとしてのブーフの注釈?」、北大法学論集 60 巻 3 号、P. 31-59、2009、査読無
13. 田口正樹「中世中期・後期ドイツの諸侯法廷」、法制史研究 58 号、P. 111-140、2009、査読有
14. カール・クレッシェル (田口正樹【訳】)「暴力か法か?—中世中期のドイツにおける法理解と紛争解決」、日本学士院紀要 63 巻 3 号、P. 256-266、2009、査読無
15. Kenichi Moriya „Neuere deutsche Rechtsgeschichte in Japan, 2. Teil: Von 1980 bis zur Gegenwart“, Zeitschrift für neue Rechtsgeschichte Bd. 31, P. 95-131, 2009, 査読無
16. 今野元「〔書評〕遠藤泰弘『オットー・フォン・ギールケの政治思想—第二帝政期ドイツ政治思想史研究序説』(国際書院、平成 19 年)」、政治思想研究 9 号、P. 398-399、2009、査読無
17. 今野元「ハンス=ウルリヒ・ヴェーラーと『批判的』ナショナリズム研究(2)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)41 号、P. 23-43、2009、査読無
18. 林知更「国家学の最後の光芒?—ベッケンフェルデ憲法学に関する試論」、法律時報 81 巻 5 号、P. 123-134 頁、2009、査読無
19. 林知更「議院内閣制—法と政治の間で」、法学セミナー 2009 年 11 号、P. 32-36、2009、査読無
20. ENDO, Yasuhiro, "Die Neubewertung der Staatslehre Otto von Gierkes im Vergleich mit der Staatslehre Paul Labands," *Jahrbuch junge Rechtsgeschichte/Yearbook of Young Legal History*, pp. 417-423, 537, 2009、査読有
21. 田口正樹「近世ドイツのポリツァイ条令と刑事司法」、北大法学論集 59 巻 4 号、P. 249-265、2008、査読無
22. 田口正樹「中世後期の神聖ローマ帝国(ドイツ)における諸侯間紛争と王権」、西洋史研究新輯 37、P. 210-221、2008、査読有
23. 今野元「ハンス=ウルリヒ・ヴェーラー

- 一と『批判的』ナショナリズム研究(1)」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)40号、P.1-24、2008、査読無
24. 今野元「マックス・ヴェーバーの呪縛」、UP424号、P.44-48、2008、査読無
 25. 林知更「外交作用と国会」、ジュリスト増刊・憲法の争点、P.200-201、2008、査読無
 26. GONZA, Takeshi, “Reichsauflösung, Rheinbundreformen und das Problem der Staatssouveränität: Entstehung der Hegelschen Souveränitätstheorie und ihr geschichtlicher Hintergrund,” *Hegel-Studien*, Bd. 41, pp. 113-147, 2007、査読有
 27. 田口正樹「中世後期ドイツの学識法曹」、北大法学論集 58 卷 3 号、P. 285-305、2007、査読無
 28. 山本文彦「近世ドイツにおける郵便レガリア」、西洋史論集 10 号、P. 44-60、2007、査読無
 29. 守矢健一「「学問の自由」に係る日本の憲法解釈論の性格をめぐって」、法学雑誌 54 卷、P. 376-408、2007、査読無
 30. 今野元「マックス・ヴェーバーとオットー・フォン・ビスマルク——研究企画『マックス・ヴェーバーと同時代人たち・政治史篇』」、政治思想研究 7 号、P. 268-296、2007、査読有
 31. 今野元「ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーの『ナショナリズムの機能』論——研究企画『ドイツにおけるナショナリズム研究』」、愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)39号、P.73-97、2007、査読無
 32. 林知更「戦後憲法学と憲法理論」、憲法問題 18 号、P. 39-52、2007、査読無
 33. 林知更「議会制論の現在」、法学教室 321 卷、P. 21-29、2007、査読無
 34. 遠藤泰弘「『連邦国家』概念再考——カール・シュミットとオットー・フォン・ギールケの連邦(国家)論を手がかりとして——」、政治思想研究 7 号、P. 174-202、2007、査読有
 35. 遠藤泰弘「ギールケ政治思想の再評価」、創文 502 号、P. 11-14、2007、査読無
- [学会発表] (計 15 件)
1. 今野元「近現代ドイツにおけるカトリック教会と多文化共生——教皇ベネディクトゥス六世のキリスト教的ヨーロッパ論」、EUインスティテュート関西、神戸大学六甲台キャンパス、2011年1月29日
 2. 今野元「東京大学法学部のヨーロッパ政治史研究——批判的回顧と建設的提言」、日本政治学会 2010 年度総会・研究大会、中京大学名古屋キャンパス、2010年10月9日
 3. 遠藤泰弘「第二帝政期ドイツの連邦国家論——ラーバント、ギールケ、プロイス——」、法制史学会第 412 回例会、京都大学、2010年6月26日
 4. 林知更「日本憲法学はEU憲法論から何を学べるか」、比較法学会第 72 回総会、神奈川大学、2009年6月7日
 5. GONZA, Takeshi, “Europäische Neuzeit als Säkularisationsbewegung —Realisierungsprozess der menschlichen Freiheit und ihre Begründung in den Vorlesungen über die Geschichtsphilosophie 1830/31,” Internationales Symposium „Wie systematisch ist Hegels System?“, Komazawa University, Tokyo, 2009.3.6
 6. 権左武志「近代民主主義の思想とその現代的変容」、日本政治学会・分科会 A1「デモクラシーと権力」、関西学院大学、2008年10月11日
 7. 遠藤泰弘「初期フーゴ・プロイスの政治思想」、政治思想学会、岡山大学、2008年5月25日
 8. 田口正樹「近世ドイツのポリツァイ条令と刑事司法」、シンポジウム・グローバル化の下での東アジア法学：国家的統制の歴史、国立政治大学(台湾)、2008年5月1日
 9. 遠藤泰弘「ギールケの連邦国家論」、法制史学会第 60 回総会、名古屋大学、2008年4月20日
 10. 田口正樹「中世後期の神聖ローマ帝国(ドイツ)における諸侯間紛争と王権」、西洋史研究会、青山学院大学、2007年11月25日
 11. 遠藤泰弘「「連邦国家」としての帝国モデル」、日本政治学会、明治学院大学、2007年10月6日
 12. ENDO, Yasuhiro, “Die Neubewertung der Staatslehre Otto von Gierkes im Vergleich mit der Staatslehre Paul Labands,” European Forum of Young Legal Historians, University of Seville (Spain), 2007.9.8
 13. 今野元「君主制と政党政治：比較政治史的検証——皇太子フリードリヒ・ヴィルヘルムとドイツ政党政治」、日本比較政治学会第 10 回研究大会、同志社大学室町キャンパス寒梅館、2007年6月23日
 14. 今野元「教皇ベネディクトゥス六世の政治思想——『理性』への両義的評価と『キリスト教的ヨーロッパ』の弁証——」、政治思想学会第 14 回研究会、明治学院大学白金キャンパス、2007年5月27日
 15. 田口正樹「14世紀前半ドイツの国王裁判権と地域における紛争解決」、第 59 回法制史学会、大阪市立大学、2007年4月22日
- [図書] (計 14 件)
1. GONZA, Takeshi, “Die europäische

- Neuzeit als Säkularisationsbewegung
—Der Realisierungsprozess der
Freiheit und ihre Begründung in
Hegels Vorlesungen über die
Geschichtsphilosophie 1830/31,“
JAMME, Ch. & KUBO, Y. (Hg.), *Logik
und Realität*, Fink Verlag, 2011, 発
表予定
2. 権左武志「世俗化運動としてのヨーロ
ッパ近代——一八三〇年度ヘーゲル歴
史哲学講義における自由の実現過程と
その基礎づけ」、久保陽一【編】『ヘ
ーゲル体系の見直し』（理想社）、
P. 239-259、2010
 3. 権左武志『ヘーゲルにおける理性・国
家・歴史』（岩波書店）、P. 1-393、2010
 4. 遠藤泰弘「ギールケの連邦国家論」、
松山大学法学部開設 20 周年記念論文
集刊行委員会『法と政治の現代的諸相
——松山大学法学部二十周年記念論文
集』（ぎょうせい）、P. 419-439、2010
 5. 遠藤泰弘「オットー・ギールケとフー
ゴ・プロイス——主権概念をめぐる対
立とその位相——」、鈴木秀光・高谷
知佳・林真貴子・屋敷二郎【編著】『法
の流通——法制史学会 60 周年記念若
手論文集』（慈学社）、P. 697-720、2010、
査読有
 6. 守矢健一「「商業化」と法をめぐる、
19 世紀中葉ドイツにおける考察の一
例を紹介する——クンツェの「解答
権」論について——」、『市場社会
の変容と金融・財産法』、P. 165-211、
2009
 7. 今野元『多民族国家プロイセンの夢—
—「青の国際派」とヨーロッパ秩序』
(名古屋大学出版会)、P. 1-346、2009
 8. 今野元【編訳】『少年期ヴェーバー古
代・中世史論』（岩波書店）、P. 1-169、
2009
 9. 林知更ほか(共著者全 12 名)『憲法学
の現代的論点(第 2 版)』（有斐閣）、
P. 1-479、2009
 10. 山本文彦「時間意識と空間意識」、阪
本浩・鶴島博和・小野善彦【共編】『ソ
シアビリテの歴史的諸相——古典古代
と前近代ヨーロッパ——』（南窓社）、
P. 229-245、2008
 11. 今野元「『ドイツ自由主義希望の星』
——皇太子フリードリヒ・ヴィルヘル
ムとドイツの政治的近代化」、日本比
較政治学会【編】『リーダーシップの
比較政治学』（早稲田大学出版部）、
P. 125-149、2008、査読有
 12. 遠藤泰弘『オットー・フォン・ギール
ケの政治思想』（国際書院）、P. 1-265、
2007
 13. 林知更「憲法秩序における団体」、西
原博史【編】『岩波講座 憲法 2 人
権論の新展開』（岩波書店）、P. 227-260、
2007
 14. 今野元『マックス・ヴェーバー——あ

る西欧派ドイツ・ナショナリストの生
涯』（東京大学出版会）、P. 1-493、2007

[その他]

研究代表者権左武志の単著『ヘーゲルにお
ける理性・国家・歴史』（岩波書店、2010 年）
が、2011 年 2 月に第 23 回和辻哲郎文化賞(学
術部門)を受賞し、公式に評価された。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

権左 武志 (GONZA TAKESHI)
北海道大学・大学院公共政策学連携研究
部・教授
研究者番号：50215513

(2) 研究分担者

田口 正樹 (TAGUCHI MASAKI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20206931
山本 文彦 (YAMAMOTO FUMIHIKO)
北海道大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：30222384

(3) 連携研究者

守矢 健一 (MORIYA KENICHI)
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00295677
遠藤 泰弘 (ENDO YASUHIRO)
松山大学・法学部・准教授
研究者番号：30374177
今野 元 (KONNO HAJIME)
愛知県立大学・外国語学部・准教授
研究者番号：60444949
林 知更 (HAYASHI TOMONOBU)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：30292816